

第9 屋外消火栓設備

1 加圧送水装置

加圧送水装置は、関連規定によるほか、次によること。

関連規定	
規則第22条	第9号、第10号
その他	「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）

(1) 設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第2「屋内消火栓設備」1. (1)を準用すること。

(2) ポンプを用いる加圧送水装置

ポンプを用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第2「屋内消火栓設備」1. (2)（イ. (ア). b を除く。）を準用すること。

(3) 高架水槽を用いる加圧送水装置

高架水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第2「屋内消火栓設備」1. (3)を準用すること。

(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置

圧力水槽を用いる加圧送水装置の機器及び設置方法は、第2「屋内消火栓設備」1. (4)を準用すること。

(5) 起動装置

起動装置は、規則第22条第10号ホの規定によるほか、第2「屋内消火栓設備」1. (5)を準用すること。

なお、第2「屋内消火栓設備」1. (5)に示す起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「 $H_1 + 0.3 \text{ MPa}$ 」とすること。

(6) 放水圧力が0.6MPaを超えないための措置

規則第22条第10号ニの規定による規定放水圧力を超えないための措置は、第2「屋内消火栓設備」1. (6)を準用すること。

なお、屋外消火栓設備のノズル先端における放水圧力が0.35MPaを超える場合は、同様の措置を講じること。◇

2 水源等

水源等は、令第19条第3項第3号の規定によるほか、第2「屋内消火栓設備」2 ((1). アを除く。)を準用すること。

3 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この第9において「配管等」という。）は、関連規定によるほか、次によること。

関連規定	
規則第22条	第8号
その他	「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号） 「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第31号）

(1) 機器

配管、管継手及びバルブ類は、規則第22条第8号の規定によるほか、第2「屋内消火栓設備」3. (1)を準用すること。

(2) 設置方法

ア 配管内の充水

配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。◇

なお、配管内の充水については、第2「屋内消火栓設備」3.(2).アを準用すること。

◇

イ 管径

配管の呼び径の算出に際し、管の受け持つ流水量は、第9-1表に定めるもの以下とすること。◇

＜第9-1表＞

使用管径 (mm)	管の受け持つ流水量 (L/min)
65以上	350
100以上	700

ウ 配管等の耐震措置、埋設する場合の措置及び凍結防止措置は、第2「屋内消火栓設備」3.(2).ウからオまでに準用すること。◇

エ 合成樹脂製の管及び管継手にあっては、第2「屋内消火栓設備」3.(2).キを準用すること。

4 屋外消火栓箱等

屋外消火栓箱等は、関連規定によるほか、次によること。

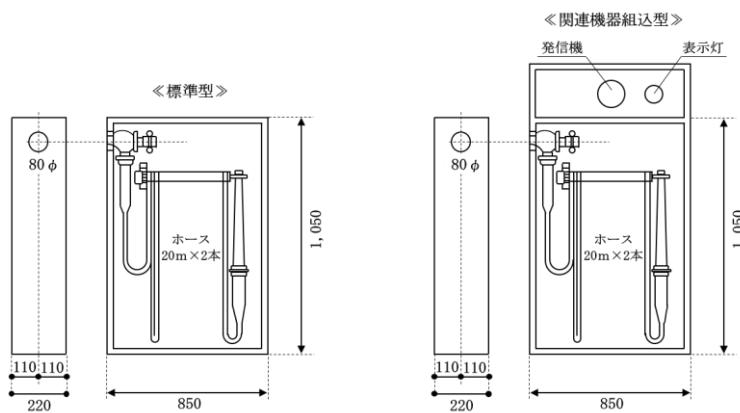
関連規定		
令第19条	第3項	第1号、第2号、第5号
規則第22条		第1号から第4号
その他	「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」(平成25年消防庁告示第2号)	

(1) 機器

ア 屋外消火栓箱の構造

屋外消火栓箱の構造は、第2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(ア).a.c及びdを準用すること。◇

なお、箱の大きさは、幅85cm以上、高さ1.05m以上とし、奥行きは弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有すること。◇(第9-1図参照)



＜第9-1図＞

イ 標示及び灯火

- (ア) 規則第22条第4号イに規定する屋外消火栓箱への「ホース格納箱」の表示は、第26「標識」の定めるところによること。★
なお、屋外消火栓箱に放水口を内蔵するものについては、「消火栓」と表示すること。
- (イ) 規則第22条第4号ロに規定する「消火栓」の標識は、第26「標識」の定めるところによること。★
- (ウ) 屋外消火栓箱の上部には、第2「屋内消火栓設備」4.(2).ア.(イ).dに準じた赤色の灯火を設けること。◇
- (エ) 前(ウ)により設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、規則第22条第3号に規定する加圧送水装置の始動を明示する表示灯を設けないことができる。

ウ 開閉弁

- (ア) 屋外消火栓の開閉弁は、最大使用圧力の区分に応じた認定品を使用すること。◇
- (イ) 屋外消火栓の開閉に器具を必要とするものは、ホース格納箱に当該器具を収納しておくこと。◇

エ 放水口

放水口の結合金具は、差込式の差し口とし、口径は呼称50又は65とすること。◇

オ ホース

ホースは、呼称50又は65のもので、長さ20m以上のものを2本以上設置すること。★

カ ノズル

- (ア) 品質評価品を使用すること。◇
- (イ) ノズルチップの口径は、スムースノズルの場合18mmから20mmのもので、噴霧切替装置を有すること。◇
- (ウ) 管そうの元金具には、取手が設けられていること。◇

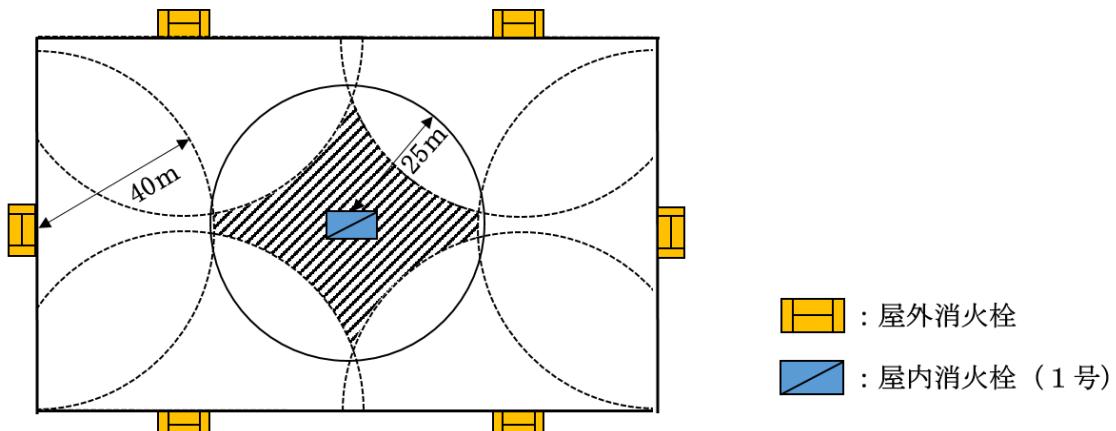
(2) 設置方法

ア 令第11条第4項の規定を適用する場合、屋外消火栓は、原則として防火対象物の出入口又は消火活動時において、容易にホースを延長して進入できる開口部付近に設けること。◇

イ 令第19条第3項第1号及び第2号に規定する「建築物の各部分」とは、1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上1m程度）をいうものであること。

ウ 令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあっては、ホース接続口からの水平距離が40mの範囲内で、かつ、当該範囲内において間仕切り壁等で放水できない部分が生じないようホースの長さ、延長経路及び放水距離（おおむね15m）を考慮し、有効に消火できる部分をいうものであること。

エ 令第19条の規定により屋外消火栓設備を設置した場合において、当該防火対象物（令第19条第4項の規定に該当する部分を除く。）の中央部等に未警戒となる部分が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓設備の設置が必要であること。（第9-2図参照）



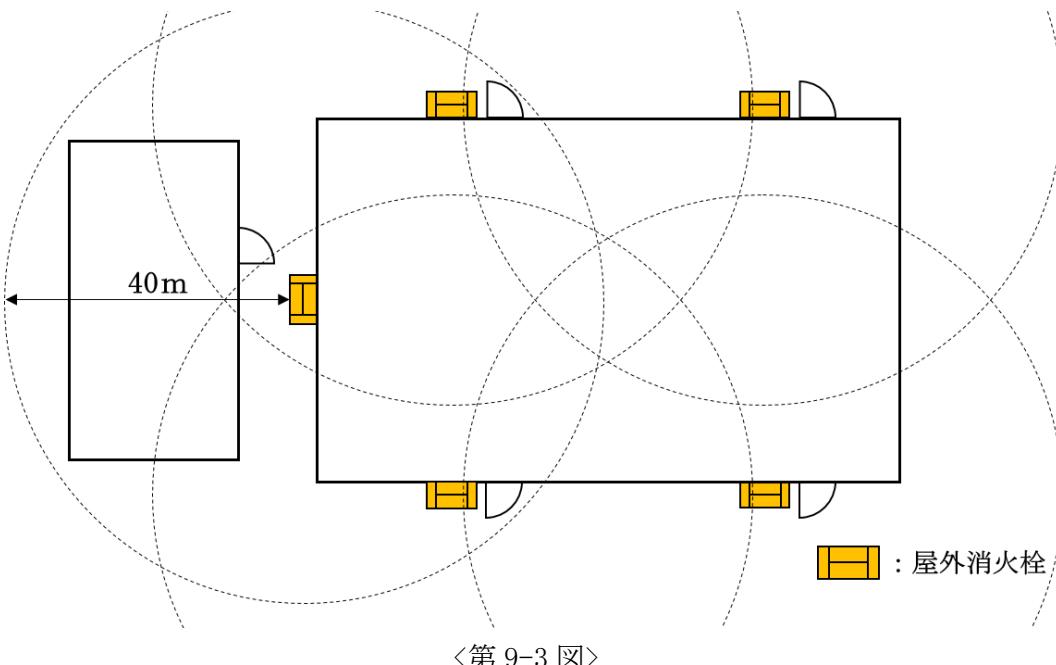
〈第9-2図〉

オ 前エにおいて、建築構造上又は機械設備の配置状況等により、当該未警戒部分に屋内消火栓設備を設置することが著しく困難な場合は、第9-2表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げるポンプの吐出量とし、かつ、当該未警戒部分の直近の屋外消火栓に必要なホースを増設することにより、当該未警戒部分への屋内消火栓設備の設置を省略して差し支えないものとする。

＜第9-2表＞

未警戒となる部分の面積	ポンプの吐出量
500m ² 以下	800 L/min
500m ² を超える1,000m ² 以下	1,200 L/min
1,000m ² を超える1,500m ² 以下	
1,500m ² を超えるもの	1,600 L/min

カ 同一敷地内に屋外消火栓設備の設置を要する防火対象物が複数棟ある場合は、それぞれの棟ごとに屋外消火栓を設けて警戒すること。ただし、令第19条第3項第1号の規定による有効範囲内であり、かつ、ホースが各棟の建築物内の各部分に延長でき、有效地に消火できる場合は、この限りでない。（第9-3図参照）



＜第9-3図＞

5 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、関連規定によるほか、第2「屋内消火栓設備」5及び第24「非常電源」によること。

関連規定		
規則第22条		第6号
その他	「耐火電線の基準」（平成9年消防庁告示第10号） 「耐熱電線の基準」（平成9年消防庁告示第11号）	

6 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、規則第22条第12号の規定によるほか、第2「屋内消火栓設備」6を準用すること。

7 表示及び警報

表示及び警報は、第2「屋内消火栓設備」7を準用すること。◇

8 配管の摩擦損失の計算等

配管の摩擦損失の計算等は、第2「屋内消火栓設備」8を準用すること。

なお、平ホースの摩擦損失水頭は、第9-3表による値以上のこと。

<第9-3表>

流量	口径及び長さ 50mm×20mm	65mm×20mm
350L/min	3.0m	0.8m

9 特例基準

屋外消火栓設備の設置に係る令第32条の規定の適用については、第2「屋内消火栓設備」9. (4)の基準を準用する。

10 総合操作盤

総合操作盤は、関連規定によるほか、第25「総合操作盤」によること。

関連規定		
規則第22条	第1項	第11号
その他	「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第7号） 「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成16年消防庁告示第8号）	